

消費税の円滑かつ適正な価格転嫁に向けて

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室

消費税転嫁対策特別措置法の主な概要

○平成25年10月1日から施行されました！

○この法律では、大規模小売事業者等による消費税の転嫁拒否等の行為を是正し、また、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保します。

①消費税の転嫁拒否等の行為の是正



①②減額・買ったとき **×**

③商品購入・役務利用・利益提供の要請 **×**

④本体価格での交渉の拒否 **×**

| 禁止される行為 | 具体例 |
|--------------------------|---|
| ① 減額 | 消費税分を上乗せした額の契約に対し、支払段階で減じること |
| ② 買ったとき | 消費税引上げ分を上乗せした額より低い対価を定めること |
| ③ 商品購入、役務利用 又は利益提供の要請 | 消費税引上げ分を上乗せする代わりにデイナーショーのチケット等を購入させること |
| ④ 本体価格での交渉の拒否 | 本体価格(税抜価格)で交渉したいとの申出を拒否すること |
| ⑤ 報復行為 | 転嫁拒否事実を公正取引委員会等に知らせたことを理由に不利益な取り扱いをすること |

②消費税の転嫁を阻害する表示の是正

○消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。

○「消費税還元セール」、「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」等

③価格の表示

○総額表示義務の特例によって、本体価格のみの表示が認められます。

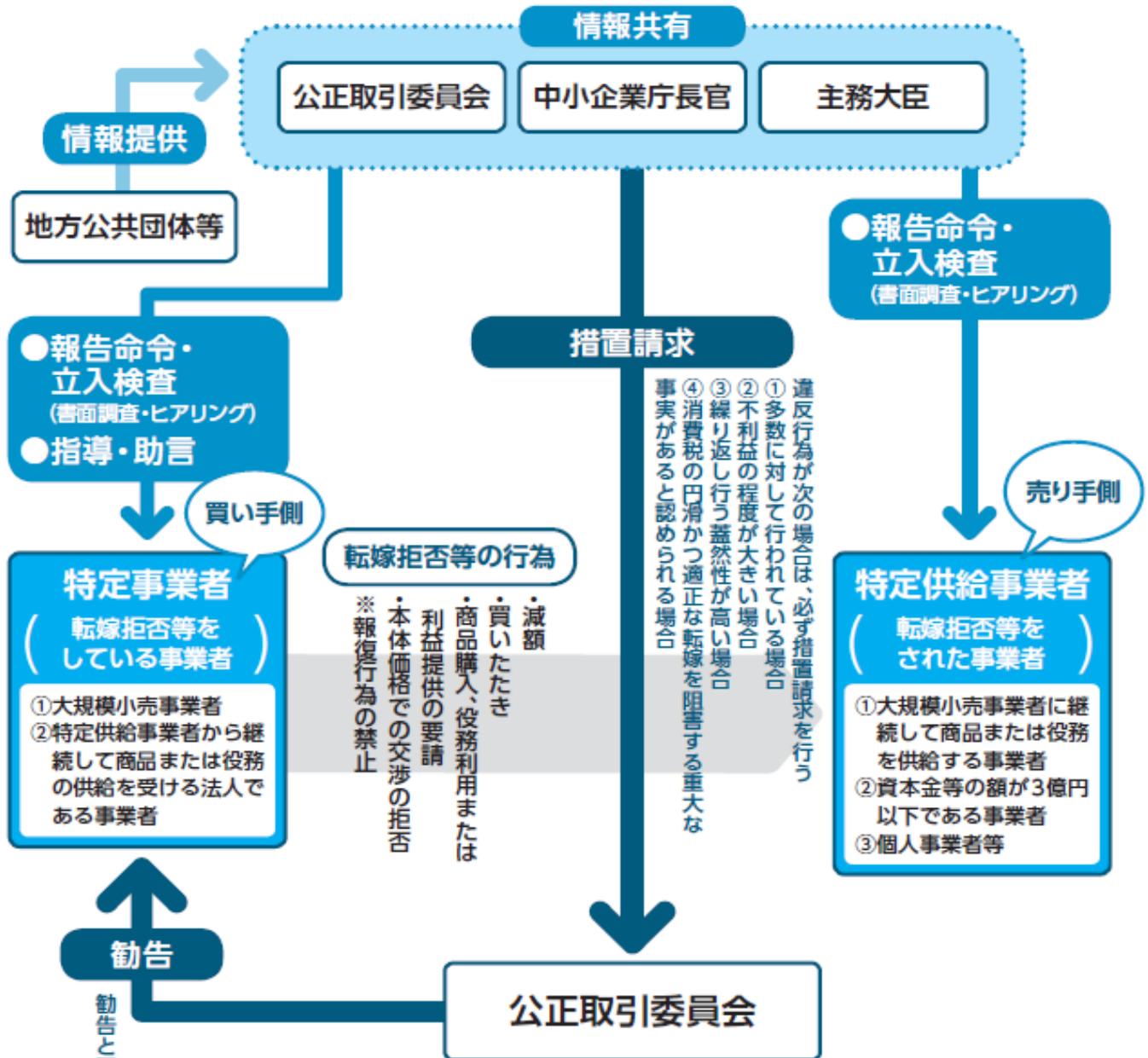
○税込価格と誤認されない表示であれば、「〇〇〇円(税抜き)」、「〇〇〇円+税」等

④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為

○消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為が認められます。

○事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外制度が設けられています。

消費税の転嫁拒否等に対する処理スキーム



※建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

相談窓口

沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室

098-866-0035

消費税価格転嫁等総合相談センター

0570-200-123

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁・表示カルテル (公正取引委員会)

03-3581-5471

転嫁を阻害する表示の是正 (消費者庁)

03-3507-8800

消費税の総額表示義務の特例 (財務省)

03-3581-4111

便乗値上げ(消費者庁)

03-3507-9196